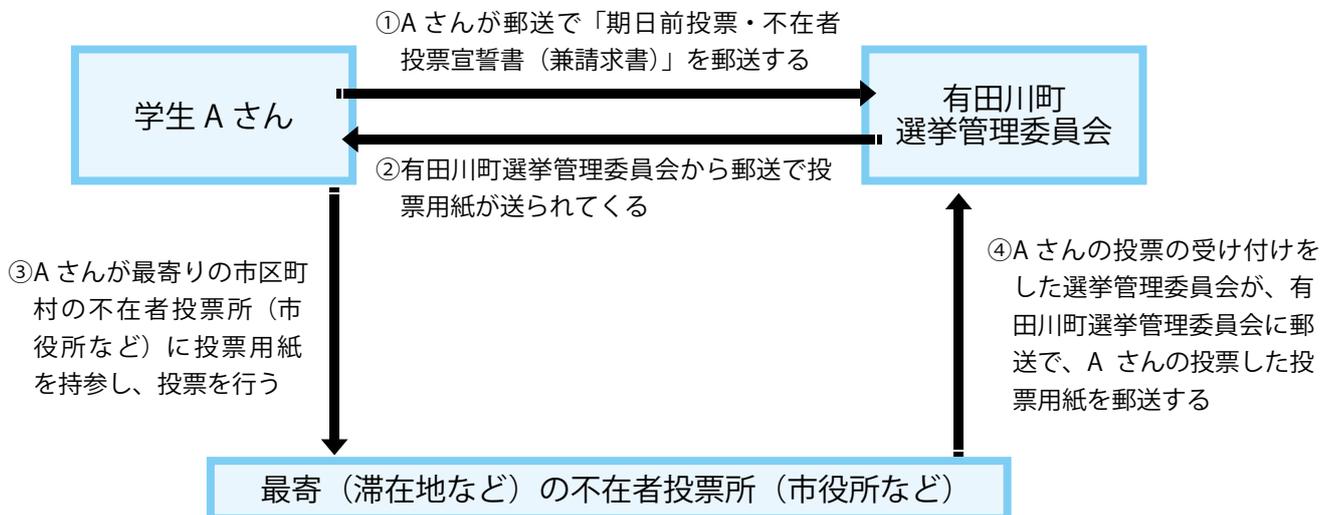


不在者投票

平成10年生まれで和歌山県外に下宿しているが、有田川町内に住民票のある学生Aさんの場合

※「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」は町ホームページからもダウンロードできます



不在者投票

有田川町に選挙権がある人のうち、次のような場合に不在者投票を利用することができます。

● **仕事や学業などで一時的に遠隔地に滞在している人**

↓投票用紙を取り寄せ、滞在地で投票

● **都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（指定病院・指定老人ホームなど）に入院・入所中の入**

↓その施設内で投票

このほか、次のような人が不在者投票を利用することができます。

● **選挙権が旧住所（和歌山県内）にある人**

↓投票用紙を取り寄せ、新住所地にあらる有田川町で投票（不在者投票）が可能
※旧住所地で投票する場合、不在者投票の手続きは不要

不在者投票を行うには、「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」を用いての投票用紙の請求（取り寄せ）が必要です。郵送にも時間がかかるため、お早めに有田川町選挙管理委員会に申し出て下さい。

期日前投票

投票当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない見込みの人は、期日前投票をご利用ください。

● **日時**／11月9日（金）～11月24日（土）のうち、8時30分～20時

● **場所**／吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局

また次の日時・場所でも期日前投票をご利用いただけます。

・11月21日（水）8時30分～17時
安諦地区基幹集落センター
・11月23日（金・祝日）8時30分～17時
城山出張所

移動期日前投票所を導入します

今回の選挙から、巡回する「移動期日前投票所」を設けます。主に、旧投票所の駐車場に車を駐車し、そこで期日前投票所を開設するものです。



今回の移動期日前投票所の開設場所・日時

| 投票所名 | 住所 | 設置日時 |
|------|--------------|-------------------------------------|
| 金屋 | 宇井苔へき地集会所 | 宇井苔216-1 11月24日（土） 8時～9時30分 |
| | 谷地区集会所 | 谷262-2 11月24日（土） 11時～12時30分 |
| | 生石地区集会所 | 生石41 11月24日（土） 15時30分～17時 |
| 清水 | 清水公民館上湯川分館 | 上湯川426-1 11月24日（土） 10時30分～12時 |
| | 遠井コミュニティセンター | 遠井443 11月24日（土） 15時～16時30分 |

期日前投票所であるため、選挙権のある人はどなたでも投票ができます。投票の方法は、他の期日前投票所と同じです。投票所入場券をお持ちください。